

青森市小児慢性特定疾病医療費助成の申請をされるかたへ

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、国の定める小児慢性特定疾病に該当するかたへ、医療費の一部を助成するものです。皆さんの検査・治療データを国に情報提供することで、今後の医療の確立に貢献していることをご理解ください。

◆対象となるかた 国の定める小児慢性特定疾病の基準に該当する 18 歳未満の児童

◆ 申請に必要な書類

- ①小児慢性特定疾病医療費支給認定（新規・更新・変更）申請書
- ②小児慢性特定疾病医療意見書（指定医が記入、3 ヶ月以内に作成されたもの）
- ③医療保険の資格情報が確認できるもの※ 1）参照
例：発行済みの健康保険証（令和 7 年 1 2 月 1 日まで利用可能）、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの「資格情報画面」を印刷したもの
- ④被保険者等の市町村民税額（所得割）を確認することができる書類※ 2）参照
- ⑤健康保険上の高額療養費所得区分を認定するための書類※ 3）参照
- ⑥医療意見書の研究利用についての同意書
- ⑦高額療養費所得区分照会のための同意書
- ⑧特定疾病療養受療証の写し（血友病 A・B の方のみ）
- ⑨マイナンバーの確認、身元の確認ができる書類※ 4）参照
- ⑩対象となる児童及び同一世帯員の個人番号のわかる書類
※加入している医療保険や申請者により、必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
- ⑪委任状（代理の方が申請する場合のみ）

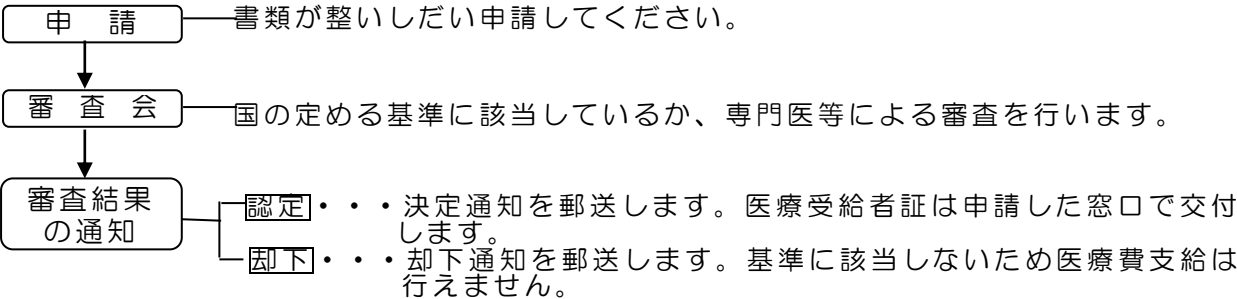
【重症患者認定申請も同時に行う場合】①から⑪のほか以下に以下の書類も必要です。

- ⑫重症患者認定申告書
- ⑬重症の該当要件を証明する書類（身体障害者手帳の写し、障害年金証書の写し等。小児慢性特定疾患医療意見書を証明書類とする場合は不要。）

【人工呼吸器等装着者申請時添付書類を提出する場合】

- ⑭人工呼吸器等装着者証明書

◆申請後の流れ・・・申請から結果のご連絡までは概ね 1～2 か月程度かかります。



※ 1 ）医療保険の資格情報が確認できるもの

加入している医療保険により提出が異なります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例：〇〇国民健康保険組合 等)	社会保険 (例：全国健康保険協会××支部、 ××共済組合、××健康保険組合)	生活 保護
提出が 必要な方	児童と住民票上同一世帯で、かつ同じ医療保険の加入者全員分	同居・別居を問わず、児童と同じ医療保険加入者全員分	児童及び被保険者分 ※児童の医療保険の資格情報が確認できるものに被保険者氏名が記載されていれば、被保険者分は省略可。	
例 ※太枠内が該当者となります。	児童 青国 父 青国 母 青国 祖父 青国 姉 A 医療保険	児童 B 国保組合 母 B 国保組合 父 B 国保組合	児童 C 社会保険等 父 C 社会保険等 (被保険者・組合員) 母 C 社会保険等	不要

※2) 被保険者等の市町村民税（所得割）を確認するための書類

医療保険の世帯単位の所得は、医療保険の保険料の算定方法を踏襲し、児童の加入している医療保険によって、その所得をみる範囲が異なります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例：〇〇国民健康保険組合等)	社会保険 (例：全国健康保険協会××支部、 ××共済組合、××健康保険組合)	生活 保護
算定の考え方	児童と住民票上同一世帯で、かつ同一の医療保険の加入者全員分の所得を合算した額で決定。	同居・別居を問わず、児童と同一の医療保険加入者全員分(中学生以下の方は提出不要です)の所得を合算した額で決定。	児童と同一の医療保険の被保険者または組合員の所得のみで決定。児童自身が被保険者の場合は児童の所得で決定。	不要
世帯の課税状況等 確認書類	該当年の市町村民税が課税されている場合、市が保有する公簿またはマイナンバーの情報連携により確認しますので、不要です。 ※但し、該当者が未申告の場合、該当年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村に対し、申告が必要(無収入の場合も含む)になります。			
【該当者のみ】 市町村民税非課税世帯の場合の収入 確認書類	年金・手当等の証書の写し又は振込通知書の写し 市町村民税非課税世帯の場合で、保護者が下記の障害年金等を受給している場合は、保護者の該当年の受給額が分かる書類が必要です。 【対象となる障害年金等】 ・障害年金(基礎年金、厚生年金、共済年金等)、特別障害給付金、特別障害者手当、(経過的)福祉手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、遺族年金(基礎年金、厚生年金、共済年金等)、寡婦年金、障害手当(一時金)			

※3) 高額療養費制度に係る所得区分認定のための書類

医療保険者の照会について、下記に該当する場合は、「該当年の市町村民税所得課税証明書（下欄参照）」が必要となります。

加入保険	青森市国民健康保険 (青国)	国保組合 (例：〇〇業国民健康保険組合 等)	社会保険 (例：全国健康保険協会××支部、 ××共済組合、××健康保険組合)	生活保護
提出が必要な方	不要 ※但し、申請年の1月1日時点で青森市に住所がない場合は、提出が必要。	同居・別居を問わず、児童と同一の医療保険加入者全員分（中学生以下の方は提出不要）	児童と同一の医療保険の被保険者または組合員が非課税の場合、被保険者または組合員の分	不要

申請時期によって、提出する証明書類が異なります

申請月	証明書類
4月～6月	前年度分の市区町村民税所得課税証明書
7月～翌年3月	当該年度分の市区町村民税所得課税証明書

※4) マイナンバーの確認、身元の確認ができる書類

マイナンバーの記入に当たっては、番号確認のほか、身分証明書等による保護者（同一医療保険者の被保険者）の身元確認が必要となります。また、代理の方（18歳以上の本人（＝成年患者）の家族等が申請する場合を含む）が申請する場合は、番号確認のほか、代理権及び代理の方の身元確認も必要となります。

申請者	番号確認に必要なもの (下記のうちいずれか1つ)	身元確認に必要なもの (下記のうちいずれか1つ)	代理権の確認に必要なもの
保護者または本人（18歳以上）	- 個人番号カード（このカードで番号及び身元の確認が可能です） - 通知カード（※記載内容に変更がない場合のみ） - 個人番号が記載された住民票の写しなど	- 運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 - 医療保険の資格情報が確認できるもの、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類	なし
代理の方（成年患者の家族等が申請する場合を含む）	- 委任者の個人番号カード（または写し） - 委任者の通知カード（または写し※記載内容に変更がない場合のみ） - 委任者の個人番号が記載された住民票の写し	- 代理人の個人番号カード - 代理人の運転免許証、パスポートなど顔写真が添付されている証明書 - 代理人の医療保険の資格情報が確認できるもの、国民年金手帳、児童扶養手当証書等のうち2種類	委任状

【お問い合わせ】青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）

〒030-0962 青森市佃二丁目 19-13 電話：017-718-2987

小児慢性特定疾病医療費助成担当

